

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を達成するために、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを整備、運用すること、経営の健全性と経営状況の透明性を維持すること、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持することを経営の基本方針としています。

また、当社は、「顧客中心主義」を企業理念として掲げ、「個人投資家にとって最高の取引環境を提供すること」を経営理念としています。「顧客中心主義」を実践するために、顧客の期待を裏切らず、変化を恐れず、過去や業界の常識に執着せず、常に可能性を追求し、独自の発想に基づくイノベティブな商品、サービスを先駆けて提供することに努めています。

これらの実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取組みについては、当社ウェブサイトに掲載しています。

http://www.matsui.co.jp/ir/pdf/cg_code.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松井千鶴子	55,695,800	20.68
有限会社丸六	35,311,900	13.11
有限会社松興社	27,521,624	10.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,766,300	5.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,685,100	3.60
松井道夫	8,000,914	2.97
松井道太郎	7,762,400	2.88
松井千明	7,762,100	2.88
松井佑馬	7,761,800	2.88
TAIYO FUND, L. P.	5,766,500	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無

松井千鶴子

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- ・【大株主の状況】は、2015年9月30日現在の状況を記載しています。上記のほか、自己株式が12,533,245株(割合4.65%)あります。
- ・松井道夫他3者連名により2015年11月2日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との間で重要な取引が発生する場合、法令や社内規程に基づき、必要に応じて取締役会で決議し、当該取引等の実施を決定しています。また、当該取引について、監査役や内部監査部門が監査を行うことにより、適正な取引が行われているかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することを防止しています。

支配株主との取引に係る条件については、外部の専門家の意見を踏まえ、市場価格を勘案した一般的な取引と同等の条件としています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有していません。また、その他、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられとされる事実はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井川 元雄	他の会社の出身者											
安念 潤司	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井川 元雄	○	——	井川元雄氏は、上場会社の取締役として経営を担った豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営の監督及び経営全般の助言を行い得るものと判断し選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため独立役員に指定しました。
			安念潤司氏は、大学教授・弁護士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立

安念 潤司	○	——	場から独立性をもって経営を監視できるものと判断し選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため、独立役員に指定しました。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役、会計監査人（あらた監査法人）、内部監査部門は、定期的な意見交換等を通じ、緊密な連携を図っています。監査役は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を聴取することにより、連携を図るとともに、会計監査人から監査の実施状況の報告を聴取すること等を通じて、会計監査人の監査活動の適切性・妥当性について評価しています。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対して監査の実施経過に関する報告を適宜求めるなど、自らの監査に役立てています。なお、平成26年度の監査役と会計監査人との会合は12回実施されています。内部監査部門は、必要に応じて会計監査人との間で意見を交換しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢島 博之	他の会社の出身者													
五十嵐 則夫	学者										△			
望月 恭夫	税理士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢島 博之	○	――	矢島博之氏は、その職務経験から監査業務における高い見識を有しており、客観的な立場で企業経営の監査を行い得るものと判断し選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため独立役員に指定しました。
五十嵐 則夫	○	独立役員に指定している社外監査役の五十嵐則夫氏は、あらた監査法人の出身者であり、当社はあらた監査法人との間に会計監査業務の取引等があります。同氏と当社との間には取引等の利害関係はありません。	五十嵐則夫氏は、公認会計士としての視点及び幅広い見識をもとに、経営の監督及びチェックを行い得るものと判断し選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は過去に当社の会計監査を行う監査法人に所属しておりましたが、当社から同監査法人に支払われている監査報酬額は同監査法人にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、また同監査法人の当社に対する関係は公認会計士法が定める厳格な独立性の規律に服しています。さらに同氏は同監査法人を退職して5年以上が経過しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため、独立役員に指定しました。
望月 恭夫	○	独立役員に指定している社外監査役の望月恭夫氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行の出身者であり、当社は株式会社三菱東京UFJ銀行との間に資金借入の取引等があります。同氏と当社との間には取引等の利害関係はありません。	望月恭夫氏は、税理士の資格を有することから、財務及び会計に係る見識をもとに、当社の監査機能の強化及び整備を図ることが可能であると判断し選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

第98期定時株主総会において、基本報酬枠とは別枠にて年間総額1億円以内の範囲で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権(年間2,000個を上限)を発行することを決議しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、業績向上への意欲と士気を高めるために、社外取締役を除く取締役を対象としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の報酬については、第88期定時株主総会において、年間総額5億円以内とする旨を決議しています。平成26年度に係る取締役報酬の総額は231百万円です(会社法施行規則第121条第3号及び第4号に定める役員のうちの取締役の報酬の総額)。なお、役員の報酬等については、有価証券報告書及び事業報告で開示しており、これらの開示書類は当社ウェブサイトに掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役の報酬については、役位・役割及び業績を勘案し、基本報酬とストックオプションで構成しています。社外取締役については、独立性を確保するため、業績と連動するストックオプションは付与せずに基本報酬のみを支給しています。取締役の報酬については、代表取締役が、各取締役の報酬に係る社外取締役の意見を踏まえた上で取締役会に報酬案を提案し、株主総会で決議された範囲内で取締役会において決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

取締役及び監査役へのサポートについては、取締役会運営事務局である経営企画担当部門、法務担当部門を中心とした情報提供等の支援体制を整備しています。とりわけ社外役員については、取締役会運営事務局及び担当取締役等を通じ、職務遂行上必要な社内の情報を十分に共有する体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

経営の意思決定・監督機関としての取締役会、その意思決定に基づく業務執行の全般的統制を図る経営会議を設けております。取締役会については、定例の取締役会を月1回の頻度で開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役から担当業務の執行状況や詳細な事業計画等の進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。なお、社外取締役2名を選任しており、当社の経営戦略等の方向性や詳細な事業計画の策定といった経営の監視、社内取締役の業務執行の監督を行っています。また、社外取締役は、取締役の選解任、評価、報酬等の特に重要な事項について、代表取締役から直接、諮問を受けています。

社内取締役については、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しています。社外取締役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しています。なお、筆頭独立社外取締役を選定しており、当該取締役が中心となり、経営陣との連絡・調整にあたる体制を整備しています。

取締役会以外の意思決定及び業務執行については、「稟議規程」等により、経営会議、代表取締役、管掌取締役、担当取締役、各部門の長の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限を明確に定めています。

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、監査役による監査体制が経営の監視機能となっております。なお、当該監視機能の実効性確保のため、監査役は、内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて当該担当部門と連携して個別の業務執行の状況を確認し、独立した立場から客観的な評価を行った上で取締役の職務執行に対する監査を行っています。

監査役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材を指名しています。監査役3名のうち1名を常勤の監査役とし、社内取締役と意見交換を行い、内部監査へ参画するなど、監査・モニタリングの実効性を高めています。

また、内部監査部門を設置し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めています。内部監査担当は専任の管理者のもと、独立性を維持し、また、担当取締役及び常勤監査役と緊密に連携し、その監督のもと内部監査に基づく是正指示・改善要請等を行っています。内部監査の結果は、取締役・監査役に速やかに報告されます。

取締役の報酬決定の方針については、Ⅱ-1「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、変化の激しい経営環境へ適時適切に対応するには、経営判断と業務執行を一体化して運営することが望ましいと考え、高度な専門性を備えた社内取締役を中心に構成するマネジメント体制を採用しています。また、経営監視の点においては、複数の社外取締役及び社外監査役を選任しており、これら社外取締役における監督、社外監査役による監査を実施することで、十分に機能していると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より3営業日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2001年の上場以来、多くの株主が出席できるように毎年日曜日に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主における海外投資家の比率を踏まえ、招集通知の英文の要約版を作成し、招集通知発送前に当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	株主が総会議案に関して十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の発送に先立ち、当社ウェブサイト及びTDnetを通じて招集通知を掲載し、早期開示を実施しています。また、株主総会の議決結果について、賛否の票数を含めた公表を行っております。 第99期定時株主総会については、平成27年6月10日に招集通知を発送し、平成27年6月28日に開催しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を四半期に1回開催し、代表取締役またはIR担当取締役が説明を行っています。また、証券会社主催のコンファレンスにも参加しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国・欧州・アジアの投資家向けに、海外IRを年1回実施し、代表取締役及びIR担当取締役が、直接海外の投資家を訪問する形での個別面談を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、プレスリリースのほか当社の経営状況の理解を図るため業務数値(売買代金、取引口座数、注文・約定件数等)の月次データ等を開示しております。 (日本語URL) http://www.matsui.co.jp/ir/ja/ (英語URL) http://www.matsui.co.jp/ir/en/	
IRに関する部署(担当者)の設置	営業推進部内にIR担当部門を設置しています。 IR担当取締役: 常務取締役 営業部門管掌役員 和里田 聡 IR担当部署: 営業推進部 広報・IR担当 (IR専任担当者2名)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、その行動規範となる倫理コードにおいて、以下六つの「基本原則」を定め、遵守してまいります。 1. お客様の論理で考える 2. 法令を遵守する 3. 誠実公正である 4. 社会から信頼を得る 5. 会社資産を保護し、適切に活用する 6. 個を活かし働きやすい職場環境を作る
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任(CSR)を果たすことがサステナビリティを向上させると認識しております。当社は、事業領域である証券ブローキング業務をオンラインベースに限って遂行していること、従業員数120名程度という企業規模であることを踏まえ、相応の対応を行ってまいります。具体的には、企業理念、経営理念のもと、過去や業界の常識に執着せず、独自の発想に基づくイノベティブな商品、サービスを先駆けて提供することにより、個人投資家の利便性を向上させ、

	証券市場の活性化に貢献するなど、事業活動を通じてその責任を果たしてまいります。また、法令等を遵守することは当然ながら、証券市場の公正性を高めるよう積極的に働きかけるなど、社会の安定に貢献する役割も果たしてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「重要情報の適時開示に関する規程」において重要情報管理責任者を定め、適時且つ正確な情報開示を行う体制を構築しています。法令に基づく開示以外にも、当社の経営状況の理解を図るため、業務数値(売買代金、取引口座数、注文・約定件数等)の月次データ等について、当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況】

内部統制システムとは、事業活動に携わるすべての関係者の行動を統制する仕組みであり、経営陣がその責任を負うべきものです。内部統制システムの構築の目的は、業務の有効性及び効率性を高め、法令その他の規範の遵守を促進し、資産の保全を図ることです。

当社は、取締役及び従業員が法令諸規則及び定款を確実に遵守することができるよう、松井証券コンプライアンスマニュアルを策定するほか、金融商品取引業者として適正且つ効率的な業務運営を行うべく、社内規程・マニュアル等を整備しています。また、各営業単位には営業責任者及び内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守を徹底しています。

当社は、取締役1名を内部管理統括責任者として定め、その指揮下にコンプライアンス部門を設置しています。コンプライアンス部門は日常的な業務の適法性・適正性確保に努めるほか、各部門に配置するコンプライアンス・オフィサーと連携し、各部門のコンプライアンス意識の向上に努めています。

業務の適正性は、定期的な内部監査の実施により事後的にも検証が行われ、問題が発見された場合には適宜改善が図られる体制としています。なお、内部監査は、監査役監査及び会計監査人監査と相互に連携を図る仕組みとしています。

また、日本証券業協会が委託する第三者機関を通報先とする内部通報制度を導入するとともに、社内の違法行為等について、社内担当部門に直接通報する窓口を設けています。これらについては、社内規程に明確に定め、社内イントラネットへの掲載等により、従業員に周知しています。なお、内部通報者に対する不利益な取り扱い、社内規程において禁止しています。

【財務報告に係る内部統制に関する体制】

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、金融商品取引法及びその他の関連法令等の定めに従い、経理業務に関する規程を定め、財務報告にかかる内部統制に関する手順・文書を整備しています。また、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす業務について全社レベル並びに業務プロセスレベルでの統制活動を行うため、社内横断的に担当者を配置して対応するとともに、会計監査人の適正な監査を受けるための体制を構築しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会秩序の安定と維持の重要性を十分に認識し、反社会的勢力の不当要求に対して屈することなく法令その他規範に則して対応することが、コンプライアンスそのものであると考え、反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対し毅然たる態度で対応します。

当社は、取締役及び従業員が法令その他規範を遵守し、反社会的勢力に対し毅然たる対応を行うことができるよう、松井証券倫理コードを策定するほか、反社会的勢力に対して会社組織全体で対応を行うべく社内規程、コンプライアンスマニュアル、及び対応マニュアルを整備しています。また、倫理コードやコンプライアンスに関する研修を通じた取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上、及び反社会的勢力への対応要領、反社会的勢力に関する情報の管理要領等に関する研修の実施等により取締役及び従業員の啓蒙に努めます。

当社は、取締役1名を不当要求防止に関する責任者と定め、対応統括部署を総務部門とし、顧客が反社会的勢力である場合(疑いのある場合を含む)の対応をコンプライアンス部門が担当する等、両部門が協力して対応するものと定めています。不当要求防止に関する責任者は、反社会的勢力の性質及び不当要求の内容に応じ、総務部門及びコンプライアンス部門の指揮を行うものとします。総務部門及びコンプライアンス部門は日常的に反社会的勢力の情報収集に努め、相互に情報を共有するほか、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築し、平素から反社会的勢力と一切の関係を遮断します。また、警察、暴力追放運動推進センター、日本証券業協会証券保安対策支援センター、及び証券取引等監視委員会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しています。また、高度な専門知識を持った複数の顧問弁護士と契約し、多角的な助言・援助が受けられる体制を構築しています。

当社は顧客をはじめとする取引の相手方等が反社会的勢力であるとの疑いが生じた場合には、総務部門及びコンプライアンス部門の指示に従って速やかに関係を解消するよう努めます。また、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、策定した社内規程、マニュアル等に従った対応を行うものとし、外部機関及び顧問弁護士へ積極的に相談し、助言や援助を求めます。同時に、不当な要求を行ってきた反社会的勢力に対して、あらゆる民事上の法的手段を講じ、被害を受けた場合には刑事事件化を躊躇することなく適切な対応を行うものとします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

法規制の変更、経営基盤強化のため、当社はコーポレート・ガバナンス体制を必要に応じて随時見直す方針です。

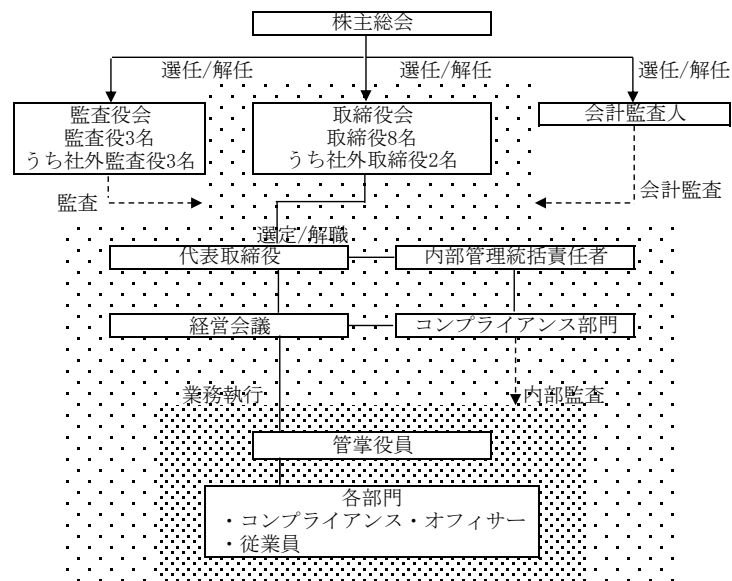
また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

【適時開示体制の概要】

当社は、常に投資者の視点に立ち、当社の会社情報については、迅速、正確且つ公平な開示に努めています。具体的には、「重要情報の適時開示に関する規程」に基づき、以下のとおり適時開示に係る社内体制を構築しています。

- ・当社が発行した株式等の価格形成に影響を及ぼしうる情報（以下「重要情報」といいます）は、広報・IR部門の担当役員が一元的に管理します。
- ・各部門の担当役員は、担当内において発生した情報について、速やかに広報・IR部門の担当役員に連絡します。ただし、担当役員が不在などやむを得ない場合、役職員が直接広報・IR部門の担当役員に連絡することができます。
- ・当該情報が重要情報であるか否かの判断は、広報・IR部門の担当役員が行います。
- ・重要情報の開示は、代表取締役またはその委任を受けた広報・IR部門の担当役員が行います。なお、重要情報は東京証券取引所に対して、適時、適切に通知を行うとともに、当社ウェブサイト上においても掲載を行うことで、その周知徹底に努めています。また、重要情報とされなかった情報についても、投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断されるものについては、上記と同様の手続きで、積極的に開示を行っています。

松井証券株式会社 業務執行・監視・内部統制の仕組み模式図 (2015年12月11日現在)



適時開示体制の概要（模式図）

